

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

昨今の子どもは、他者間の人間関係の構築について苦慮している状況が多く見られるように、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての子どもが「安心して学校生活を送る」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え、社会の一員として確かな規範意識を身につけ、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、解決にむけた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれることが必要である。また、いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処することが重要である。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(3) いじめの定義 *京都市いじめの防止等に関する条例第2条

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。）をいう。

(4) いじめの解消の定義 *京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注

視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

2 いじめ対策委員会

[実施予定]原則各月第1・3週「生徒指導委員会」各月第2・4週「いじめ対策委員会」

(なお、緊急に対応を要する場合は、この限りではない。)

[構 成 員] 学校長、教頭、生徒指導部長、補導主任、各学年主任、各学年補導係、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談主任、スクールソーシャルワーカー（場合によって）

- [内 容]
- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
 - ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
 - ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
 - ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたいじめ対策委員会で問題解決まで被害・加害双方に対し、指導・支援を行う。
 - ・いじめに関する情報を教職員個人で抱え込んだり、対応不要であると判断したりせず、情報と共有化を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。

[生徒・保護者への周知方法]

- ・学年集会や全校集会だけではなく、道徳や教科の授業、総合的な学習の時間などを用いて、生徒の状況を把握し、多角的に伝えていく。
- ・家庭訪問や懇談、学校運営協議会、家庭地域教育講座などで地域・保護者の方との連携や情報共有も行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

①学習環境の整備

- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

②授業改善

- ・常にカリキュラム・マネジメントの視点を持ち、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に、つけたい力を明確にした「言語活動」および自律心と責任感の育成を目指した「協働活動」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。

③道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。
- ・公開授業で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。
- ・総合的な学習の時間を活用し、生徒の人権意識の向上を育むため、人権主任を中心に各学年の現状をふまえ、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、教育活動全体を通じて人権教育の充実を図る。

④生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間と道徳の時間との連携を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を進める。

⑤生徒同士の絆づくり

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につながる指導を進める。
- ・学年だけでなく、学校全体としての絆づくりにつなげるため、部活動や体育祭の応援、縦割り道徳などで、学年を越えた取り組みを行い、学校全体としての絆づくりにも繋げる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

①日常の生徒に関する情報共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任、部活動顧問など教職員全体で情報交換などあらゆる機関を捉えて生徒のささいな変化に気付き、生徒の実態把握に努める。そして、この情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。
- ・情報伝達・共有に関しては報告・連絡・相談を確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い、生徒の変化を早期に把握する。常に学校生活を振り返り点検し、意識的・積極的に情報交換を行う。

②生徒に対する定期的な調査

- ・いじめに関するアンケート、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート・わたしの毎日アンケート）を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2～3回（3年は2回）の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用し、面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方法を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

③上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・週一同行う、補導部会及び生徒指導委員会で取りあげ情報の共有をしていく。なお、生徒によっては、いじめを受けたことを相談することによって、さらにいじめがエスカレートする恐れがあるのではないか、親に心配かけたくない、自分が弱い人間だと思われるのではないかなどの懸念や不安を持っていることも留意し、生徒の様子を注視しながら、勇気を持って相談してくれたことを褒めると同時に、「絶対に守る」「確実に解決する」というチーム学校として組織的に行う。

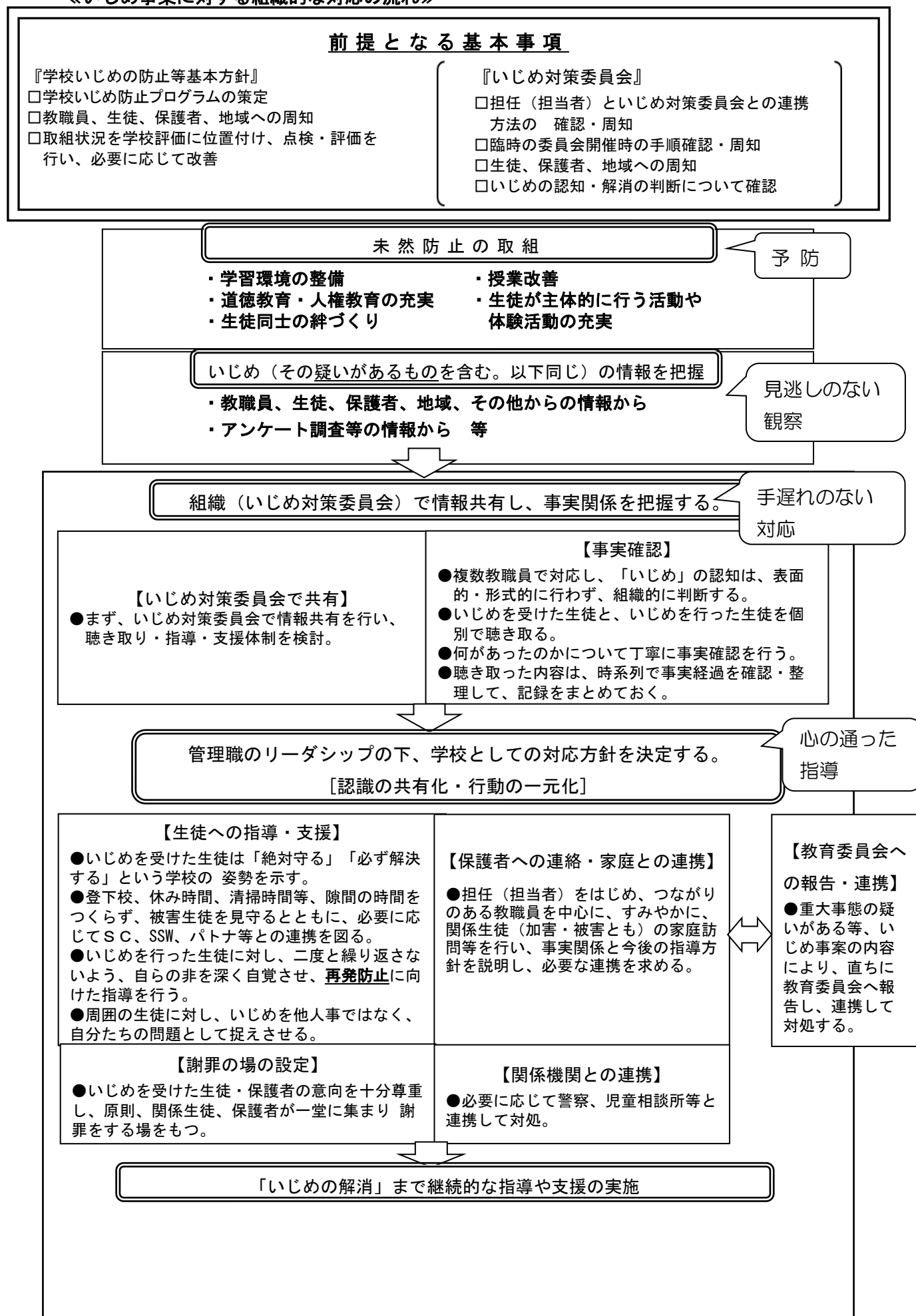
(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止にむけた取組

①基本的な考え方

- ・初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめ認知）、解決に向けた取り組みを行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。
- ・「いじめは絶対に許さない」ことを全教職員が日頃から心がけておく。

②いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》



③

【学校全体での継続的な指導・支援】

●少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。

①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）

②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

て進め

- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」において携帯電話・スマートフォンやインターネット等の危険性を指導するとともに、携帯電話事業者と連携して「ケータイ教室」を実施し、未然防止の啓発・指導に努める。
- ・個人情報の漏洩や他人への中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

④「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・教職員は、3ヵ月を目安とし、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、生徒指導委員会でその状況を共有する。ただし、いじめの被害の重大性等から教育委員会や生徒指導委員会が、さらに長期の期間で必要であると判断した場合は、注視する期間を目安である3ヵ月を越え設定する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者が心身に苦痛を感じていないことを面談等で実施するとともに、日常的に注意深く観察する必要がある。
- ・場合によっては、学年集会や全校集会を開き全生徒への周知も行う。
- ・京都市教育委員会や警察とも連携を行い、生徒への「非行防止教室」だけでなく、教師向けに研修会も行い、情報を取り入れていく。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

①内容

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に務める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修。
- ・定期的に生徒観察の視点点検を行い、教職員相互で補完する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・保護者・地域の方と一緒に取り組む、「クリーンデイ」や「旭丘タウンミーティング」を実施することで、保護者だけでなく地域の方との繋がりを大切にする。
- ・保護者・地域の方を対象に「家庭地域教育講座」を実施し、教育委員会や外部の方から講師を招き、家庭内だけでなく困りなどの解消に向けた取り組みを行う。
- ・警察や児童相談所との連携を密に取り、1人1人を大切に見守る。

5 重大事態への対処

① 基本的な考え方

重大事態については、「いじめ防止対策推進法第 28 条」において、次のとおり定義されている。

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

いじめは、子どもの成長の過程において、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響をあたえるものであり、どの子どもにも起こり得るとの危機意識に立ち、様々な取組を行ってきているところではあるが、教職員・教育委員会がいじめ事案を認知した場合には、重大事案に発展することがないように、早期にかつ適切に問題の解決を図ることが何よりも大切である。

いじめ事案の対処にあたっては、このことを強く認識し、個々の事案の内容や経過、人間関係等の事実確認を的確に把握し、関係者が十分に情報を共有したうえで、子どもにしっかりと寄り添いつつ継続的な取組を進め、必要に応じて関係機関、関係団体等との連携を図り、組織的に対応するとともに、再発防止にも取り組む必要がある。

② 重大事態が発生したときの対応

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及び保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

（個人情報の取扱い） *京都市いじめの防止等取組指針より

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

6 年間計画（予定）

いじめ防止等のための取組として「年間計画」を下表のように示し実施する。

ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や 教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認 知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの 確認」 ◇いじめ対策委員会 「研修会での共有について打ち合わせ」 ◆校内研修会「いじめに関して、気になる生 徒の共有」 (2・3年)	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 ・新入生を迎える会 ・学級目標決め	・前年度の記名式アン ケート、クラスマネ ジメントシートの 確認と共有	・学校説明会で 保護者啓発 ・個別懇談会 ※家庭訪問の 代替措置
5	◇いじめ対策委員会 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に 向けて」 ◇いじめ対策委員会 「研修会での共有について打ち合わせ」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「1年生の様子」 ◆H A T T 3 主任会 「小中連携」	・憲法月間の話（各クラス） 「いじめの問題」 ・H A T T 3 主任会 【3年】薬物乱用防止教室 【2年】非行防止教室 【3年】修学旅行	・教育相談	・学校運営協議 会 ・P T A 総会
6	◇いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果 の共有と対策」 ◇いじめ対策委員会 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◆校内研修会③ 「情報の共有と組織的対応」	・生徒総会 ・学校祭に向けての取組	・教育相談 ・第一回クラスマネジ メントシートの実 施、学年集約と共有 ・第一回記名式いじめ アンケートの実施、 学年集約と共有	・家庭地域教育 講座 ・進路保護者説 明会 ・休日参観
7	◇いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシート」「夏季休業中の 生活について」 ◇いじめ対策委員会 「いじめアンケートの結果から」	・人権学習 ・学年集会 ・夏季休業を迎えるにあつ ての心構え ・夏季休業中の学習会	・学期の振り返り	・三者懇談会 ・クリーンデイ ・家庭地域教育 講座

8	◇いじめ対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直し① P D C Aサイクル」 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆校内夏季研修会④ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆H A T T 研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」 「授業改善に向けての取組」	・生徒会リーダー講習会 「小中連携」 ・夏季休業中の学習会 ・H A T T 研修会	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	
9	◇いじめ対策委員会 「学校評価の実施に向けて」 「教育相談実施に向けて」	・学校祭に向けての取組		
10	◇いじめ対策委員会 「学校評価の結果について① P D C Aサイクル」 ◇いじめ対策委員会 「記名式アンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」	・合唱コンクール ・文化祭 ・体育祭 ・人権学習 ・チャレンジ体験（2年）	・教育相談 （3年 進路懇談）	・学校運営協議会 ・学校評価実施 ・三者懇談会 ・進路保護者会
11	◇いじめ対策委員会 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 ◆校内研修⑤ 「情報の共有と組織的対応」 ◆H A T T 3 主任会（情報交換、共有）	・旭中へ行こう ・H A T T 3 主任会 【1年】校外学習	・第二回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有 ・第二回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有	・入学説明会
12	◇いじめ対策委員会 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 ◇いじめ対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直し② P D C Aサイクル」	・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会		・三者懇談会 ・家庭地域教育講座
1	◇いじめ対策委員会 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◇いじめ対策委員会 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」			

随
時
教
育
相
談

2	◇いじめ対策委員会 「学校評価の結果について②PDCA サイクル」 ◇いじめ対策委員会 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆H A T T 3 主任会 「今年度の情報の集約・来年度について」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・ H A T T 3 主任会	・第三回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有 ・第三回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有	
3	◇いじめ対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直し③ P D C A サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・ 3 年生を送る会 ・ 卒業式 ・ 学級のまとめ ・ 学年集会	・ 記名式アンケートの保管 ・ クラスマネジメントシートデータ保管	・ 学校運営協議会 ・ 学校評価の実施 ・ P T A 総会
※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。 ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（P D C A サイクル 8 月・12 月・3 月） ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」 ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」 ・ 「校内生徒指導研修」 ・ 「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」 ※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。 ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。 ※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。				